

広島県告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十七条の規定によって、次の保安施設地区を保安林に転換した旨の通知をしたが、森林所有者が知れないため（森林所有者の所在が不明なため）、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を東広島市役所の掲示場に掲示した。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

一 保安施設地区の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所 有 者（登記簿上の所有者）の氏名等
東広島市西条町御菌字南竜王一〇七八四の二 (次の図に示す部分に限る。)	勝谷九藏
	脇坂智
	藤堂善右衛門
	坪島平五郎
	佐々木和三郎
	坂堂糸助
	佐々木喜八
	水脇保太郎
	渡邊兼助
	渡邊卯吉
	坂野吾助
	藤井亀一
	中川伊太郎
渡邊富	
藤原友次	
勝谷寿一	

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

蓮池悟	寄満俊一	勝谷壽一	坂野平七	佐々木新之助	坂堂謙治	蓮池徳平	坪島平太郎	平賀正	後藤儀一	勝谷清人	渡邊精雄	五反田砂一	大亀八治	勝谷次作	内森政市	竹内八十八	渡邊正義	佐々木吾一	内藤長一

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南竜王一〇七八四の二(次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)